

## 志布志市製封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号。以下「要綱」という。）第4条から第6条まで及び第13条の規定に基づき、市製封筒の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載を行う市製封筒は、会計課が印刷を発注する共事事務用封筒とする。

(広告の規格)

第3条 広告の大きさは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 角形2号封筒 縦7センチメートル、横20センチメートル
- (2) 長形3号封筒 縦5センチメートル、横10センチメートル

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、市製封筒の裏面とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の枠数は、角形2号封筒及び長形3号封筒のそれぞれについて3枠とする。

2 広告の色は、黒色とする。

3 市製封筒の裏面上部には、「志布志市では、新たな財源を確保するため、市製封筒を広告媒体として活用し、有料広告を掲載しています。広告に関する御質問は、広告に記載された連絡先にお問い合わせください。」と表示するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1会計年度を超えない範囲内とする。ただし、当該広告を掲載した市製封筒は、年度を超えて使用することができる。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市の広報紙又はホームページに掲載する方法により行うものとする。

(広告の選定方法)

第8条 要綱第8条第2項の規定により決定された広告の数が、広告を掲載できる枠数を超える場合にあつては、くじにより市製封筒に掲載する広告を決定するものとする。

(広告掲載料金)

第9条 広告掲載料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 角形 2 号封筒 1 枠当たり 22,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,000 円）

(2) 長形 3 号封筒 1 枠当たり 11,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,000 円）

（広告の掲載等）

第10条 広告主は、会計課長が指定する日までに、広告の原稿を市に提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載の決定の取消し）

第11条 広告掲載の決定が取り消された場合は、市は、当該広告が掲載された市製封筒の使用を中止するものとする。

2 前項の規定により使用を中止した市製封筒に代わる新たな市製封筒の作成に要する費用については、広告主が負担するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、市製封筒の広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、会計課長が定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

(制定理由)

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市製封筒を広告媒体として活用することとし、志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号）第4条から第6条まで及び第13条の規定に基づき、市製封筒の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定める必要がある。